

○国立大学法人静岡大学教職員兼業規程

改正 令和5年10月5日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則第13条及び国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則第12条の規定に基づき、国立大学法人静岡大学に所属する教職員の兼業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、兼業とは、本学の職務以外の職に従事することをいい、無報酬であるものを含む。ただし、次の号に該当するものを除く。

- (1) 一時的な講演等の講師で、所定労働時間外に行うもの
- (2) 当該教職員の本学における本来の職務に関連するもので、所定労働時間外に行うもの
- (3) 第5条第2号に該当する以外の農業、酪農等及び不動産賃貸業

2 外国人教師及び外国人研究員の兼業については、別に定める。

(兼業の許可)

第3条 職員が兼業を行おうとする場合は、事前に所定の申請手続を経て、学長の許可を得てから実施しなければならない。

2 学長が許可する兼業の期間は、原則として4年以内とする。

3 兼業の許可の申請手続は、別に定める。

(兼業の種類)

第4条 前条により許可できる兼業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 営利企業の役員等の職を兼ねる場合
- (2) 農業等の経営又は不動産等の賃貸を営利を目的に行う場合
- (3) 企業の営業に直接関与しない職を兼ねる場合
- (4) 国、地方公共団体、公益法人、非営利団体、学校等の業務で、職責が重大でない職を兼ねる場合
- (5) 弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士の有資格者が、その職を兼ねる場合

(兼業の内容)

第5条 学長が許可する兼業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 営利企業の役員等の職を兼ねる場合
 - イ 技術移転事業者(TLO)の役員(監査役を除く)になる場合
 - ロ 教職員の研究成果が活用される企業の役員になる場合
 - ハ 株式会社等の監査役になる場合
 - ニ 特許関係の管理会社等の役員になる場合
 - ホ その他、産学官連携活動推進に資すると認められる営利企業の役員になる場合

- ヘ 非常勤の役員になる場合
 - (2) 農業等の経営、不動産等の賃貸を営利を目的に行う場合
 - イ 農業、酪農等を大規模に経営し、客観的に営利を目的としているとみられる場合
 - ロ 不動産等の賃貸を大規模に経営し、営利を目的とする場合
 - (3) 企業の営業に直接関与しない職を兼ねる場合
 - イ 営利企業付設の医療・教育施設等の非常勤医師・講師に従事する場合
 - ロ 営利企業での研究開発に従事、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合及び経営又は法務に関する助言を行う場合
 - ハ 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - ニ 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
 - ホ 放送事業等で、定期的に番組作成又は番組出演を行う場合
 - (4) 国、地方公共団体、公益法人、非営利団体、学校等の業務で、職責が重大でない職を兼ねる場合
 - イ 公益性が強く法令等で学識経験者として意見聴取を義務づけられている場合
 - ロ 国、地方公共団体、公益法人等の各種審議会、委員会委員の職を兼ねる場合(執行機関の職は除く。)
 - ハ 国、地方公共団体、公益法人、非営利団体、学校法人の非常勤の職を兼ねる場合
 - ニ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、各種学校等の非常勤講師の職を兼ねる場合
 - ホ 公益法人、非営利団体の役員を兼ねる場合
 - ヘ 上記に準ずるもので、学長が認める場合
 - (5) 弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士の有資格者が、その職を兼ねる場合
 - イ 当該職務の遂行が、本学における本来の職務と関連があり、実務経験上必要と認められる場合
 - ロ 上記に準ずるもので、学長が認める場合
- (審査委員会)

第6条 前条第1号の兼業の許可に当たっては、審査委員会を置き、その適否を審査するものとする。

2 前項の審査委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(労働時間の取扱い)

第7条 兼業に従事する時間は、原則として労働時間外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、所定の労働時間をさいて兼業に従事することができる。この場合、兼業に従事している時間は、教職員の給与を減額することができる。

(所定労働時間内の従事)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するもので、無報酬の場合は、所定の労働時間内に従事することができる。

- (1) 国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等の職を兼ねる場合(これらに準ずる職を兼ねる場合を含む。)
- (2) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職を兼ねる場合
- (3) 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人・公益法人等の各種委員等の業務で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

(兼業の不承認)

第9条 第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する兼業は、承認しない。

- (1) 職務の内容が営利企業の営業・財務を主としている場合
- (2) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、病院長及び役員等で、職責が重大な職を兼ねる場合
- (3) 各独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益法人等の長及び役員等で、職責が重大な職を兼ねる場合
- (4) 国及び地方公共団体等の常勤の職員
- (5) 大学及び大学院の入試のための予備校・塾又は高等学校・中学校・小学校等の入試及び補習のための予備校・学習塾の講師を行う場合
- (6) その他兼業によって、本学の教育機関としての社会的使命と業務の公共性に対する信頼を著しく損ない、教職員の職責遂行に支障をきたすおそれのある場合

(兼業の制限)

第10条 この規程により許可を受けた兼業の週の従事時間数の合計が12時間を超える場合には、学長は、兼業を制限することができる。

(その他)

第11条 その他、兼業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月14日から施行する。

附 則(令和5年10月5日規程第16号)

- 1 この規程は、令和5年10月5日から施行する。

- 2 この規程の施行の日の前日までに許可を得た兼業については、この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員兼業規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。